

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、昭和60年法律第76号をもって、6月25日公布されました。改正法の施行については、関係政省令の整備をまって、公布の日から起算して1年以内に政令で定める日から施行することとされています。

今回の改正では、住民基本台帳法に第15条第3項が加えられ、市町村の選挙管理委員会は、同法第15条第2項の規定に基づき市町村長から通知された事項が、不当な目的に使用されることがないように努めなければならないこととされています。これは、市町村長から通知された事項を基礎として調製された選挙人名簿の抄本が公職選挙法第29条第2項の規定により閲覧に供されていることを踏まえてのものです。

選挙人名簿の抄本の閲覧については、かねてから、選挙人名簿の正確性を期するためという制度の趣旨・目的に即して、いやしくも営利目的や不当な目的による閲覧は拒否する等、適正な事務処理に努められていることと思いますが、今回の改正規定は、住民基本台帳法に基づく住民記録の適正な管理の面からも、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の抄本の閲覧についてこのような適正な取扱いをすべきことを明らかにしたものであり、その運用について遺憾のないよう願います。

改正法の施行にあたっては、別途通知する予定ですが、さしあたり別添資料のとおり、改正の概要を通知します。

なお、市町村の選挙管理委員会にも、この旨御連絡願います。

敬具

昭和60年7月3日

自治省選挙部管理課長

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿